

第 62 号	関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合	2019 年 12 月 1 日 発 行
URL: http://www.hijokin.org email: sodan@hijokin.org 郵便振替 00950-2-203528 [関西圏大学非常勤講師組合]		委員長: 新屋敷 健 email: take0shin@gmail.com 〒542-0012 大阪市中央区谷町 7 丁目 1-39-102 大私教気付

1 同志社大学「夜間手当」裁判、控訴審判決へ p.1	2. 大阪国際大学と団体交渉 p.2
3. 近畿大学と事務折衝 p.2	4. 組合学習会、開催 p.3
5. 阪大学習会、開催 p.3~4	6. カンパのお願い p.4

同志社大学「夜間手当」裁判、控訴審判決へ！！

大阪高裁にて審理中の本件は、来年 2020 年 1 月 31 日午後 1 時 10 分、73 号法廷にて判決が言い渡されます。事件番号は「平成 31 年(ネ)第 826 号損害賠償等請求事件」です。是非傍聴をお願いします。(組合員には、請求により交通費支給。)

同志社大学では、6 講時(18:25-19:55)、7 講時(20:10-21:40)の授業担当を対象に、「夜間手当」が専任教員～任期付教員、客員教員 A、同 B、特別客員教授も含む～(以下、便宜的に、専任教員という)に支給されて来ました。つまり、嘱託講師及び客員教員 C、特別招聘客員教員を除くすべての教員が対象。金額は職位に関係なく、例えば週 1 日 6 講時を担当すると 8,000 円、7 講時だけでは 11,000 円、6 講時&7 講時だと 13,000 円が当該学期中(6 ヶ月、または 12 ヶ月)支給。

この手当の性格が専ら争点になっていま

す。大学側の主張はこれまで一貫性がなく揺れて来ましたが、専任教員は昼間の種々の業務に加えて更に夜間の授業を担当する、その負担に対して加給するいわば残業割増手当のようなもの、というのが或る時期からの主張です。しかし、裏付けを示せず、主張は破綻しています。

二部設置の当初、大学設置基準が要求する数の専任教員がいたのですが、この手当はその人々に対して支給されるために始まったもの。このことから、《本件手当は夜間に働く負担(肉体的、精神的その他)に対して支給されているのである。それらの負担は、嘱託講師も同じ。労働契約法 20 条が規制する不合理な差別にあたる。従って、原審判決を破棄して、控訴人の請求を認めよ》というのが控訴人(高須)の主張。控訴人と弁護団は、今度こそ公正な審理、納得できる判決、勝訴を期待しています。(文責・高須)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ
電話：06-6763-3201(江尻) 月の(随時) 午後 メール：sodan@hijokin.org

減ゴマ問題で大阪国際大学と団体交渉

11月14日に組合員のAさんの次年度の減ゴマの件について大阪国際大学と団体交渉をおこないました。Aさんは2015年に前期8コマ、後期7コマを担当していましたが、2017年に新規の専任教員を採用したとの理由で前期8コマ、後期3コマに減らされました。さらに2018年には前期5コマ、後期3コマにされました。そして、今年9月に次年度、新規に専任教員を採用したという理由で、さらに後期1コマ減を通告されています。Aさんはこのままでは生活に困ると組合に相談し、組合は団体交渉を申し入れました。

団体交渉では、組合から次年度の減ゴマの理由について大学に問いました。このなかで組合は、Aさんが次年度1コマ減になる科目は新しい専任教員の専門に合っていないのではないかと追及しました。これに対し大学側は、担当科目については本人が教えられると言っているので問題はないと回答しました。組合から新しい専任教員の専門は何かと質すと大学は、専門が何かについてはすぐにはわからないので調べて、後日、文書

で回答することになりました。また、組合は新規採用の専任教員のコマ確保のためにAさん以外の非常勤講師も減ゴマになっているのか質しました。これについても大学はすぐにはわからないとして後日、文書で回答することになりました。

さらに、組合はAさんはすでに無期契約になっており、減ゴマは労働条件の一方的不利益変更になるので、大学にも回避義務がある、Aさんが以前担当していた科目で本務校をもっている非常勤講師が現在担当している3コマのうち1コマを回してはどうかと提案しました。これについて、大学側は専任教員も生活権があるなど、いろいろと言いつつ納得できる回答はありませんでした。これについても後日、文書で回答することになりました。最後に、今回の団体交渉に大学側が課長クラスの2名で対応していることについて、不誠実であり、今後は理事クラスを必ず出席させるよう申し入れました。

(文責・江尻)

近畿大学と定期交渉(事務折衝)

近大の定期団交が10月24日に行われました。今回は、働き方改革を念頭に置いた変更を含むので、団交時までには回答できず、事務折衝の形になりました。例年通り講師給のアップ、また35歳以上55歳未満26800円という年齢区分に関して問題提起、更には外国人講師給の不明瞭な点を指摘。資産も年々増加しており余裕はあるはずですが、大学側は狭山の病院の工事用に資金を確保しておかねばならないと資金繰りの難しさを挙げましたが、給与は正当な労働の対価であり、消費増税もあったので、考慮してもらわねばなりま

せん。一時金に関しては、制度自体がないことが問題ではと指摘しました。附属高校の非常勤講師には支給しているので、大学でも出すよう要求。他大学よりも早い任用制限年齢65歳の引き上げも毎年の要求事項です。我々には退職金もないので、できるだけ長く働けるよう制度を整えてもらいたいと求めました。以前の回答では若手の育成と経験を積ませるために現状を維持していると説明していましたが、年金制度の脆弱化もあるので、生涯に渡って働き続けるようにするのが社会を率先する大学の責務だと思います。ま

た講師控室の出講確認の電子化も求めました。現在の押印によるものより簡単なので設備が整えられれば、控室のスタッフの手間も軽減されます。他には教室の冷暖房、AV機

器等の最新化も求めました。要求書への正式な回答は検討後になるので、再団交か文書回答になるとのことでした。(文責・須摩)

組合学習会開催、大学のハラスメント委員会にも問題提起！

10月27日ドーンセンターで、組合学習会「大学非正規教職員とハラスメント～組合はどう向き合うか～」が開催されました。

首都圏大学非常勤講師組合の松村比奈子さんから組合員同士のハラスメントへの取り組みと大学のハラスメント防止委員会の問題についてお話をいただきました。

続いて弁護士の鎌田幸夫さんから様々な職場におけるパワハラ状況についてお話いただきました。労働相談のトップがパワハラであるにもかかわらず、約40%の人が泣き寝入りしているとのこと。また裁判の場合、事実認定や違法性の立証の難しさ、賠償金の安さなどが相俟って非常にハードルが高いそうです。その上で、万一被害に遭ったときは録音、文書などの記録化、ハラスメントの

公然化、加害者と使用者にはっきりと中止を申し入れることといった対策を提示いただきました。万一被害を受けたときは、ハラスメント委員会に相談するだけでなく、労働組合にも相談するなどしておく有効とのことでした。

お二人のお話を通して、職場のハラスメント防止委員会が機能しない点が明らかになりました。本来は被害者を守るための組織が逆に学内秩序の維持と加害者を庇う場になっているのです。これは多くの大学で専任教員のみで構成されていることが原因です。学内の委員会をきちんと機能させるためにも、私たち組合が関わることは非常に重要なことです。(文責・浦木)

11月14日阪大学習会報告

大阪大学で谷真介弁護士を講師にお迎えし、学習会「大阪医科薬科大学・労契法20条裁判から考える阪大の影」を開催しました。この裁判は、有期雇用契約の女性の方が同じ職務の正社員との給与・賞与等の不当な労働条件の相違が労働契約法第20条違反であるとして提訴したものです。2018年1月24日大阪地裁判決は全面棄却でしたが、2019年2月15日大阪高裁判決は賞与(60%)の支給に加えて夏季休暇等の手当不支給の不合理性を認め、約109万円賠償の逆転勝訴でした。谷さんは逆転勝訴の要因として原告があき

らめなかったことを挙げ、現在は原告・被告とも最高裁に上告中とのこと。また、一連の労契法第20条裁判の到達点として、各労働条件の趣旨から「職務内容」や「配置の変更の範囲」に関連する労働条件でなければ原則相違は不合理、関連する場合は「職務内容」や「配置の変更の範囲」に有意な違いがあるかどうかを検討する、という判断手法は定着し、手当に関しては、通勤手当・皆勤手当の原則相違は不合理との判断で決着したとのこと。更に、残された課題として労働条件の比較対象者の問題を挙げ、無期雇用

者の労働条件引き下げによる格差是正への対応は、「同一労働同一賃金ガイドライン」で「望ましい対応とはいえない」旨明記されました。最後に使用者の説明義務を有効活用

し労働組合がイニシアティブを取った均等待遇・格差是正実現の必要性を強調されました。（文責：新屋敷）

冬季カンパのお願い！！ 関西圏大学非常勤講師組合委員長 新屋敷 健

関西圏大学非常勤講師組合が結成されて、まもなく16年目を迎えようとしています。今年も多数の労働相談が寄せられ対応に大忙しの毎日です。また近年、これまでカンパを寄せていただいていた人たちが大学を定年退職となり組合のカンパ額が減少傾向にあります。組合活動を強化していくには財政基盤の強化が不可欠です。大学非常勤講師運動を支援していただける皆様方のカンパへのご協力をお願いします。

（振替口座は 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」）

愚痴っていても何も変わらない

自らの権利を主張しない者を守る法律はない

今すぐ非常勤組合にご加入を！

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか？低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか？大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付: sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合 HP <http://www.hijokin.org/> の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで (fax 072-695-8031 江尻自宅) で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528 「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所 (-)		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先 (専任教員の方は専任校も)		

組合費：10000円/年 (年収150万円未満の方は4000円/年)

賛助会費：1口1000円/年 (3口以上の協力をお願いします)

